

## 令和6・7・8年度「枚方市生活保護受給者等就労支援事業」

### 募集要項（企画提案書作成要項）

枚方市では様々な行財政事情や行政課題に対し、対応手法の一つとして民間事業者のノウハウ等を積極的に活用することで、証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進や費用対効果の確保を成し、さらなる市民サービスの向上を図ることができるものと考えております。

生活保護受給者等就労支援におきましても、令和6年度から成果連動型民間委託契約方式（PFS）による生活保護受給者等就労支援事業を実施する事業者を募集するものです。

#### 1. 事業名称

枚方市生活保護受給者等就労支援事業

#### 2. 業務の概要

平成18年2月より稼働能力を有しながら、就労に至っていない保護受給者及び保護申請者に対して本市で実施する生活保護受給者等就労支援事業によるカウンセリングから採用に向けたアドバイス、適切な求人情報の提供を行い、あるいは庁舎内に設置された「就労支援ひらかた（ハローワークコーナー）」と連携して一体的に、生活保護受給者等を就労に結び付け世帯の自立を促しています。

令和6年度以降の生活保護受給者等就労支援事業におきましても、就労に向けた意欲喚起、履歴書・職務経歴書の作成、面接等のトレーニング、就労開始後の定着支援などの自立支援カウンセリングを実施するとともに、求人と求職を効果的につなぐための求人開拓などの支援を合わせて実施するものです。

（詳細については別添「成果水準書」のとおりです。）

#### 3. 本事業の課題

本市の近年における本事業利用者の傾向として、就労意欲はあるが就労が困難な者として、精神疾患等何らかの疾病を抱えている者が全利用者の半数を超えており、また就労決定後に短期間で離職に至る者が多い状況です。また、利用者の事業欠席による面談困難な者、中間的就労、社会的就労を必要とする者や就労までにスキルトレーニングが必要と思われる者に対して、就労意欲の醸成、スキルアップ等の支援の充実や、中長期的なフォローの充実、就労決定後の定着支援の充実が課題となっています。

#### 4. 業務履行期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

※令和6年3月末日までに現委託業者より業務引継ぎを受けること。

#### 5. 提案にあたっての評価基準等

提案に当たっては、本募集要項、「成果水準書」に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の評価を行います。

なお、提案内容については、履行責任を負うものとします。

##### (1) 評価基準

評価項目	確認事項	配点
<b>1. 事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項</b>		
①事業目的、事業運営能力について	・事業目的、事業の運営について、過去の実績と培ってきたネットワークを本事業に繋げて活かし、どのような仕組み（スキーム）で運営し効果をあげようとしているのか。	5
②近年において事業課題と感じて、工夫している支援について	・近年の生活保護受給者等の就労支援において、何を課題と感じて、どの支援について特に工夫をし、実績効果をあげているのか。	5
<b>2. 企画提案に関する事項</b>		
①面談支援等の求職における就労意欲の醸成について	・就労意欲の醸成が必要な利用者に対する実践的な支援について具体的なプロセス及び手法が提案されており、効果が期待できる内容であるか。	10
②職場定着・離職防止のための支援について	・職場定着に課題のある利用者に関する課題の分析や再発防止のための方策等について、具体的な手法が提案されており、効果が期待できる内容であるか。	10
③求人開拓について	・利用者の状況を的確に把握し、個々の為の求人及び職場体験等案件の開拓が期待でき、また獲得した求人等を有用に活用する手法が提案されているか。	5
④技法や知識の習得等のための支援について	・利用者の状態に合わせた就労に役立つスキルを習得するための段階的支援について具体的な手法が提案されており、効果が期待できる内容であるか。	5
⑤早期就労の実現が困難な者への支援について	・精神疾患等の何等かの疾病を抱えた利用者に対する支援について具体的な手法が提案されており、効果が期待できる内容であるか。	10
<b>3. 事業者提案による成果指標</b>		
①利用者の行動変容、事業者提案による指標について	・事業者が支援をすることで、利用者が就労意欲喚起し、行動変容を起こす内容の提案となっているか。	10

4. 業務実施体制に関する事項		
①支援員等の配置について	・企画提案内容を遂行しうる人員配置となっているか。	5
②支援体制について	・円滑な業務遂行の為に、支援員相互のフォロー体制や、本部のフォロー体制が組織的に確立されているか。	5
5. 従事者教育		
①支援レベルの維持向上について	・援助技術や、制度施策についての理解を深める等の人材育成のための研修を実施しているか。	10
②従事者の教育について	・ビジネスマナー及びハラスメント防止や人権研修等を計画的に実施しているか。	5
6. 関係機関との連携に関する事項		
①関係機関との連携について	・福祉事務所やハローワーク等との相互連携の重要性を認識しているか。事業所からの積極的連携の提案がなされているか。	10
7. 個人情報保護の措置に関する事項		
①個人情報の取り扱いについて	・「個人情報の保護に関する法律」の目的等を理解し、収集した個人情報の適切な管理・保存の提案がされているか。	5
計		100

※ 本表は枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の委員1人当たりの得点合計を記載したものであり、評価に当たっては各委員の配点を合算したものを最終評価点とします。

#### (2) 企画提案に当たっての留意事項

- ・ 事業実施に際し、就労支援室の他に会議室等の手配が必要な場合は月2回程度であれば場所の確保が可能な場合があります（実施については発注者と協議）。
- ・ 支援内容に関する事項について、本市の行政課題を理解の上、就労支援事業に対するデータ等のエビデンスを用いて事業をより効果的なものへ改善していくための取組を基本として提案されていること。
- ・ 利用者の行動変容、事業者提案による指標について、事業の目的にあったもので、評価が客観的に示す事ができる指標であること。

#### (3) 評価について

- ・ 企画提案内容の審査は各委員の持ち点を100点とし5名の委員により合計500点を満点として採点し、点数の最も高いものを受託候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、委員の合議により受託候補者としての適否を判断する。

- ・ 最終評価点が同点の場合は、上記表「2. 企画提案に関する事項」の得点が高いものを第一候補者とします。

## 6. 応募者の資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ①本市において、委託業務（その他委託）の競争入札資格を有しているものであること。ただし、参加資格を有していない場合は参加申込書の提出に先立ち、別途「枚方市競争入札参加資格（仮登録）」の申請を行い、審査を受けて登録（以下「仮登録」という。）を受けること。
- ②職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に規定する無料職業紹介もしくは有料職業紹介の許可を受けていること。
- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④参加申込書の提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ⑤枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 25 年枚方市要項第 66 号）に基づく入札除外処置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑥選定審査会の委員が属する企業等又は企業等と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による 廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑨平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者 又は申立てをなされなかった者とみなす。

## 7. 書類提出

企画提案書には、業務の目的等、事業の実施に当たって基本的な考え方とその実現方策等を具体的に記入してください。

### (1) 公募型企画プロポーザル参加申請書（様式第1号）

様式第1号に記載の添付書類とともに申込期日までに提出してください。

### (2) 企画提案書（様式第2号）

様式第2号の形式で各設問についてご提案ください。別途添付資料がある場合は任意の様式で構いません。企画提案書の該当箇所に対応資料が分かるように明記してください。各項目の記載分量は問いません。必要に応じてページ数を増やす等行ってください。

### (3) 参加資格確認書（様式第3号）

様式第3号のいずれの要件も満たしていることを確認の上ご提出ください。

### (4) 就労支援事業の受託実績報告書（様式第4号）

現在履行中の就労支援事業含む受託実績について、直近のものから様式第4号の用紙に記入し提出してください。

### (5) 使用印鑑届（様式第5号）

本事業の契約に際し使用する印鑑を届け出てください。

### (6) 取下書（様式第6号）

参加申請をされたのち、本事業のプロポーザルの参加を取り下げる場合は様式第6号の取下書を提出してください。

### (7) その他添付書類

- ① 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し（直近3カ月以内のもの）
- ② 会社（事業所）概要
- ③ 納税証明書（税務署様式その3の3）
- ④ 市税の滞納無証明書（本市に納税義務を有する場合のみ）
- ⑤ 有料職業紹介許可証、無料職業紹介許可証の写し

※ 書類は、A4 判縦長横開きファイル綴じで、正本1部・各写し11部を同時に提出してください。

※ 納税証明書原本を応募書類正本に綴り、応募書類写しには納税証明書及び完納証明書の写しを綴ってください。

※ 非課税法人等にあつては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。

## 8. 再委託の禁止及び契約の解除

### (1) 再委託の禁止

受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (2) 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎ等を行うこと。

- ・ 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- ・ 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- ・ 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- ・ 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- ・ 法令や要項等の遵守しなかったとき。
- ・ 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わなかったとき。
- ・ 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合。
- ・ その他、契約事項に違反したとき。

## 9. 募集要項・企画提案書等様式の配布

### (1) 配布期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月14日（金）  
10時～12時、13時～17時（受付最終日の受付終了時間は16時）  
ただし、土、日、祝日は受付を行いません。

### (2) 配布方法

- ①枚方市役所健康福祉部福祉事務所生活福祉課（市役所別館1階）にて配架
- ②枚方市ホームページ上でのダウンロード

## 10. 質疑期間

### (1) 質疑期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月14日（金）15時

### (2) 受付方法

質疑はEメールのみとし、件名は「【質疑】令和6年度枚方市生活保護受給者等就労支援事業」とすること。質問票（様式第7号）に記載の上、Eメールに添付して、原則本市に登録するEメールアドレスのドメインから下記のアドレスに送信すること。

【送信先Eメールアドレス】 hogo@city.hirakata.osaka.jp

### (3) 回答公開方法

質問に対する回答は 令和5年7月25日(火)に生活福祉課ホームページ(質疑回答公表)にて掲載します。

ただし、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答を通知します。

## 11. 企画提案書受け付け

### (1) 期間

令和5年7月26日(水)～令和5年8月18日(金)

10時～12時、13時～17時(受付最終日の受付終了時間は16時)

ただし、土、日、祝日は受付を行いません。

### (2) 場所

枚方市役所 別館 1階 生活福祉課

### (3) 留意事項

- ① 受付終了後は、理由の如何に関わらず受け付けを行いません。また、提出後の書類は、本市が認める場合を除き、変更・追加は認めないものとします。
- ② 郵送、Eメール等による受け付けは行いません。必ず持参してください。
- ③ 応募書類の記載内容に虚偽があった場合、失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合があります。
- ④ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関する一切の費用は、応募申請者の負担とします。
- ⑥ 応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定時において必要な場合は、応募書類の内容を発注者は無償で使用できるものとします。

## 12. 選定について

### (1) 選定の方法

選定審査会において、企画提案書等に基づく調査、審議を実施し、運営候補者を選定します。

(2) 選定審査会の構成 ※五十音順（敬称略）

分野	名前	所属・役職等
雇用	池田 信幸	厚生労働省大阪労働局 枚方公共職業安定所長
医療	岩田 和彦	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター院長
福祉	染林 薫	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会 事務局次長兼生活支援課長
財務	馬場 英朗	学校法人関西大学 商学部 教授
法律	吉本 由希	弁護士法人高槻法律事務所 弁護士

(3) プレゼンテーション

実施時期：令和5年9月13日（水）（予定）

選定審査会では、申込団体等からの企画提案内容について、プレゼンテーションを行う予定です。実施方法等については、事前に申込法人等に通知します。なお、プレゼンテーションは非公開で行います。企画提案書等の提出時に添付していなかった資料を新たに提出することはできませんので、ご注意ください。

(4) 留意事項

- ① 応募団体等は、選定審査会委員に対し、本件応募について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- ② 選定の結果、応募者名、審査結果の概要等は公開します。また、提出のあった応募書類一式については、情報公開請求により「枚方市情報公開条例」の規定に基づき公開する場合があります。

### 13. 審査結果について

審査結果は採否に関わらず、令和5年9月下旬に発送する。